

初鹿通信

第147号

平成31年4月吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
 経理担当者
 従業員

初鹿会計事務所

〒400-0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

働き方改革法案（残業時間関連）について

新しい元号が令和に決まり、新年度となります。

新年度となる平成31年4月1日より、労働基準法の改正により、働き方に関するルールが変わります。初鹿通信143号でお伝えさせて頂いた年次有給休暇取得の義務化の他に制度が変わりますが、今回は以下の2点についてお伝えさせて頂きます。

1. 残業時間の上限規制
2. 月60時間を超える残業の割増賃金率の引き上げ

1. 残業時間の上限規制

平成31年4月1日より施行。ただし、中小企業は令和2年(2020年)4月1日より適用されま

す。
法案施行前は残業時間の上限なしでしたが、法案施行後は残業時間の上限を定め、これを超える残業はできなくなります。

残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることはできません。また、臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合でも、年720時間以内、複数月平均80時間以内、月100時間未満を超えることはできません。

(ただし、建設業、医師、自動車運転手は令和6年(2024年)まで適用が猶予されます。)

2. 月60時間を超える残業の割増賃金率の引き上げ

大企業は施行済み。中小企業は令和5年(2023年)4月1日より適用されます。

現在は月60時間超の残業割増賃金率について大企業は50%、中小企業は25%でしたが、法案適用後は大企業、中小企業共に50%となります。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。